

# 令和3年度 学校経営方針

## 1 基本理念

生徒を中心にすえ、よりよい成長を促し支援するために、家庭・地域等と連携し、全ての教職員が教育活動に総力を結集して取り組む。

## 2 学校教育目標

「自立する力」と「共に生きる力」を持つ生徒の育成

【校訓】自ら学び 自ら修める

### <生徒向け>

「自立する力」「共に生きる力」

- ・目標を持ち規律を守って学習を
- ・思いやりと感謝の心を
- ・明るく元気な「あいさつ」を

## 3 目指す学校像

一人ひとりが輝き、安心して学び合える学校

- ・子どもたちが安心して学べる学校環境を提供します。
- ・一人ひとりの思いを大切にし、それぞれの能力や個性を発揮できる教育活動を推進します。
- ・夢や希望を持ち、地域を大切にし、地域に貢献しようとする子どもを育成します。

## 4 目指す生徒像

- (1) 目標を持ち、その実現を目指して、失敗を恐れず挑戦する生徒
- (2) 意欲的に学習し、確かな学力を身に付ける生徒
- (3) 人権を尊重し、思いやりと感謝の心を持つ生徒
- (4) 人との絆や自然との関わりを大切にし、豊かな心を持つ生徒
- (5) きまりを守り、規律正しく行動する生徒
- (6) 命を大切にし、心身ともに健康な生徒

## 5 目指す教職員像

- (1) 仕事に対する使命感や誇りを持つ教職員
- (2) 生徒に対する愛情や責任感を持つ教職員
- (3) 教育の専門家としての確かな力量と豊かな人間性を持つ教職員
- (4) 教職員全体と協力し学校として組織的に取り組む教職員
- (5) 保護者や地域住民の期待に応え信頼される教職員
- (6) 自らの安全・健康管理に努める教職員

## 6 基本的な取組

- (1) 確かな学力の育成
- (2) 豊かな心の育成
- (3) 健やかな体の育成
- (4) 信頼される学校づくり
- (5) 家庭、地域等との連携

## 7 具体的な取組

- (1) 学校全体としての組織的な取組の推進

学校教育目標の達成をめざし、全教職員が総力を結集して、組織的・継続的な教育活動を推進する。

- (2) 教職員の資質の向上  
学習指導要領を踏まえ、学習指導、道徳教育、生徒指導等において、各教職員が目標と方策を持ち、個々の力量を高め、生徒が意欲的に学習し、安心して生活できる学校づくりを行う。
- (3) 学習指導の充実  
全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック等の分析と活用を通して、各教科等における指導方法の工夫改善、学習習慣の確立、授業規律の徹底を図り、確かな学力を育成する。
- (4) 道徳教育の推進  
よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳科を要として、学校の教育活動全体を通じて推進する。道徳科においては、教科書に基づいて内容項目を指導する。
- (5) 人権教育の推進  
人権教育の日常化を目指し、一人ひとりの違いを認め、お互いを大切にする生徒を育成する。また、生徒相互の望ましい人間関係を形成し、人権尊重の意識と実践力を養うため、校区人権教育を推進するとともに、Q U やいじめ調査等を活用し、一人ひとりの存在や思いを大切にす教育の充実を図る。
- (6) 生徒指導の充実  
確かな生徒理解に基づく信頼関係を基盤とし、愛情を持って生徒に接するとともに、必要な場面では毅然と対応し、社会性、規範意識等を育成する生徒指導に全教職員で取り組む。
- (7) 健やかな心身の育成  
運動を通じて体力を養うとともに、健康教育、食教育を推進し、健やかな心身の育成を図る。
- (8) 特別支援教育の推進  
特別な支援を要する生徒の状況、個別の支援計画等について、全教職員で共通理解を図り、個に応じたきめ細かな指導、支援を行う。
- (9) 教育相談の充実  
不登校の生徒、不登校気味の生徒について全教職員で共通理解を図って対応するとともに、生徒及びその保護者に対して、スクールカウンセラーや医療等の関係機関の協力を得ながら、きめ細かな教育相談等の支援を行う。
- (10) 安全教育の充実  
安全・安心な教育環境を確保するとともに、安全に必要な知識、危険予測・回避能力を育むため、家庭・地域等と連携し、防災教育、防犯教育、交通安全教育等の安全教育の充実を図る。
- (11) 部活動の充実  
部活動ガイドラインを踏まえ、学校教育の一環としての部活動を充実させ、責任感や連帯感の涵養、学習意欲の向上を図る。
- (12) 伝統・文化に関する教育の充実  
郷土の自然や伝統・文化を大切にし、郷土を愛する心を育むため、郷土の教育資源を活用した学習や体験活動等を推進する。
- (13) 社会の変化に柔軟に対応した教育の推進  
少子化、グローバル化、環境問題の深刻化、高度情報化、社会経済構造の変化など、教育を取り巻く社会的状況の変化に的確かつ柔軟に対応した教育を推進する。(国際理解教育、環境教育、情報教育、キャリア教育、平和に関する教育、男女共同参画に関する教育、法教育など)
- (14) 家庭・地域等との連携  
学校の教育活動について家庭・地域へ積極的に情報発信するとともに、教育活動の公開に努め、家庭・地域との連携・協力を推進する。
- (15) 教育環境の整備・美化の推進  
学校の教育活動を充実させるため、全教職員で教育環境の整備・美化に取り組む。
- (16) 学校の新しい生活様式の推進  
新型コロナウイルス感染症拡大防止に努め、学校の新しい生活様式を推進する。
- (17) 学校経営のPDCAサイクルの確立  
確かな学級経営・学年経営を基盤とした学校経営のPDCAサイクルを確立し、学校経営の改善に組織的・継続的に取り組む。
- (18) 教職員の意欲的な教育活動の継続  
教職員の安全・健康管理に努め、意欲的な教育活動の継続を図る。また、総勤務時間の縮減に向けて継続的に取り組み、休暇の計画的・効率的な取得と心身のリフレッシュを図る。(年休取得の5日以上、超過勤務時間数について月45時間以内、年360時間以内を目指す。)